

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱

平成27年7月 1日	労第158号	制 定
平成28年4月 1日	労第 60号	一部改正
平成29年3月31日	労第492号	一部改正
平成30年3月23日	産人第169号	一部改正
平成31年3月19日	産人第184号	一部改正
令和2年4月 1日	産人第 1号	一部改正
令和3年3月12日	産人第478号	一部改正
令和4年3月16日	産人第216号	一部改正
令和7年3月24日	産人第161号	一部改正

(総則)

第1条 県は、業務経験が豊富な県外の人材の本県への移転を促進するため、県内で事業を行う個人又は法人（以下「補助事業者」という。）が県外の人材を受け入れるために要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - ア 県外の事業所において10年以上の実務経験を有し、かつ、補助事業者の受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化につながるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材であること。
 - イ 直近の勤務先において、県外の事業所で勤務していること。
 - ウ 補助事業者との雇用契約に基づき、当該補助事業者の県内の事業所で勤務すること又は副業・兼業人材として補助事業者の課題解決に資する業務に従事すること。
- (2) 採用 補助事業者がプロフェッショナル人材と双方の合意に基づいて次の要件を満たす雇用契約を締結し、就業を開始させることをいう。
 - ア 期間の定めのない雇用の採否を判断するための期間として、3か月以上の期間の定めのあるもの又は契約期間の定めのないものであること。
 - イ 健康保険及び厚生年金保険の適用があること。
- (3) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいう。
- (4) 登録人材紹介事業者 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録した有料職業紹介事業者をいう。
- (5) 人材紹介手数料 登録人材紹介事業者に支払う職業紹介に係る手数料をいう。
- (6) 企業情報シート 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点が定める企業の人材ニーズを把握するための様式をいう。
- (7) プロフェッショナル人材獲得事業 登録人材紹介事業者の紹介により、県外の事業所からプロフェッショナル人材を雇用することをいう。
- (8) 副業・兼業人材 就業者がプロフェッショナル人材事業を通じたマッチング先企業において、雇用契約又は業務委託契約等に基づきその業務に従事する者をいう。
- (9) 副業・兼業人材活用事業 県外の事業所で勤務するプロフェッショナル人材を県内の事業所において副業・兼業人材として従事させることをいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) プロフェッショナル人材を県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事さ

せること。

- (3) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること。
- (4) 県税に係る未納の徴収金がないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

(欠格事由)

第4条 第1条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合
 - (2) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点及び登録人材紹介事業者を利用せずプロフェッショナル人材を雇用し、又は副業・兼業人材として従事させた場合
 - (3) プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、プロフェッショナル人材を雇用した日から起算して1年を経過する日以前に当該プロフェッショナル人材を解雇した場合又は県外の事業所に配置転換をした場合（当該解雇又は配置転換が当該プロフェッショナル人材の責めに帰すべき事由によるものその他のやむを得ない理由があるものとして知事が認める場合を除く。）
 - (4) プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、過去にこの要綱の規定による同事業の補助金の交付を受けている場合
 - (5) 同一企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び同条第4号に規定する親会社の関係にあるものを含む。）の内部における、県外の事業所から県内の事業所への異動等と認められる場合
- 2 副業・兼業人材活用事業を実施する場合において、同一のプロフェッショナル人材に係る補助金の交付は、登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料にあっては1回、旅費にあっては3回を限度とする。
- 3 知事は、第7条第4項の規定による補助金の交付の申請にあっては、当該申請前における補助事業の実施に要した経費を補助対象経費として認めることができるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助事業ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額とを比較して少ない方の額の範囲内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書は、プロフェッショナル人材の従事開始日の5日前までに提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、前項に規定する期限後においても交付の申請ができるものとする。

5 補助金の交付の申請は、毎年度別表に掲げる補助事業ごとに、1事業者につき1人までとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする補助事業者は、補助金交付申請書に、別記第2号様式による事前着手理由書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 補助金交付決定通知書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第10条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項とする。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、事業計画の細部の変更とする。

4 補助事業者は、第3条各号の要件を満たさなくなることが明らかになったときは、速やかに規則第6条第3号の規定により事業の中止又は廃止について知事の承認を受けなければならない。

5 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定により報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 補助事業（経費配分・内容）変更承認申請書（別記第4号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 補助事業遅延等報告書（別記第6号様式）

6 知事は、規則第6条第1号から第3号までの規定により補助事業の変更等に係る承認を通知する場合は、別記第7号様式によるものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第11条の規定により報告を行う場合は、別記第8号様式によるものとする。

(補助事業の実績報告)

第13条 実績報告書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第9号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 実績報告書は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

（履行確認）

- 第13条の2 知事は、前条第1項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行確認を行う。
- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定により現地確認を行うときは、商工労働部所管補助金等の検査に関する要領により実施するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第14条 補助金の額の確定通知書の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

（補助金の交付時期等）

- 第15条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第11号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第16条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（雇用後の状況報告等）

- 第17条 補助事業者は、プロフェッショナル人材獲得事業を実施したときは、プロフェッショナル人材を雇用した日から1年を経過した日から起算して30日以内に、その就業状況等について、別記第12号様式により知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者がプロフェッショナル人材を雇用した日から起算して1年を経過する日以前に当該プロフェッショナル人材が退職した場合は、補助事業者は、その退職した日から起算して30日以内に別記第12号様式により知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて、プロフェッショナル人材の勤務状況や補助事業計画の実施状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

（補助金の返還）

- 第18条 知事は、次に掲げる場合は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、及び規則第18条の規定により既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。
- （1）プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、補助事業者がプロフェッショナル人材を雇用した日から起算して1年を経過する日以前に当該プロフェッショナル人材の解雇又は県外の事業所への配置転換をしたとき（当該解雇又は配置転換が、当該プロフェッショナル人材の責めに帰すべき事由によるものその他のやむを得ない理由があるものとして知事が認める場合を除く。）。
- （2）補助事業者が補助対象経費となる人材紹介手数料又は旅費の返還を受けたとき。

（書類、帳簿等の保存期間）

- 第19条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数）

- 第20条 補助事業者がこの要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
プロフェッショナル人材獲得事業	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料	2分の1以内	雇用したプロフェッショナル人材1人当たり 500千円
副業・兼業人材活用事業	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○旅費（補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の移動に要する交通費及び宿泊費。ただし、1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費を除く。）の実費負担が1万円未満のものを除く） ※旅費の算定は、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の例によること。	2分の1以内	活用したプロフェッショナル人材1人当たり 200千円

注）補助金の交付申請年度は、人材を雇用し、又は活用した年度とし、同一年度で補助対象経費の支払が完了するものとする。

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 「 」 事業

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助対象経費 円

(3) 補助金交付申請額 円

3 補助事業計画
事業区分に応じた補助事業計画書（別紙1）のとおり

（添付書類）

- 1 プロフェッショナル人材の履歴書、労働条件が明示されている雇用契約書等
- 2 会社案内（プロフェッショナル人材が就業する事業所の所在地が確認できるもの）及び定款等の写し
- 3 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- 4 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に提出した企業情報シート
- 5 その他知事が必要と認める書類

補助事業計画書（プロフェッショナル人材獲得事業）

1 総括表

補助事業者名			
代表者名			
所在地	〒		
担当者名			
T E L		F A X	
電子メール			
企業の概要	(設立年月日、資本金、従業員数、業績及び主な取扱品等を記載)		

2 就業計画の内容

(1) 雇用契約内容			
契約種別 (該当項目にチェックすること。) ☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用 ☐ 期間の定め無し ☐ 期間の定め有り (年 月 日～ 年 月 日) ☐ 試用期間無し ☐ 試用期間有り (年 月 日～ 年 月 日)			
契約締結日	年 月 日	雇用開始日	年 月 日
(2) プロフェッショナル人材の経歴			
氏名			
生年月日・年齢	年 月 日 (満 歳)		
前職事業所	(事業所名) (事業所所在地)		

経歴概要	(現職の業務内容に係る実務経験年数及びその内容は、必ず記載すること。)	
U I J ターンの 種別・状況 (※)	☐ Uターン ☐ Iターン ☐ Jターン (該当するものにチェック) 【状況】	
住所移転の状況	(前職就業時住所)	
	(採用後住所)	
その他特記事項		
(3) プロフェッショナル人材を採用して行う事業の概要		
配置先事業所	事業所名： 住 所：	
配属部署・役職	部署：	役職：
ミッション	☐ 経営管理 ☐ 販路拡大 ☐ 生産性向上 ☐ 事業分野拡張 ☐ その他 (該当するものにチェック)	
ミッションの詳細 とそれに伴う人材 の必要性		
(4) 利用した（登録）人材紹介事業者		
(5) 補助対象額の算定根拠		
費 目	金 額 (円)	
人材紹介手数料		
(6) 補助金交付申請額	金 額 (円)	
(5)の2分の1以内 (限度額500,000円、1,000円未満切捨て)		

- ※ Uターン：岐阜県出身者が県外で就職した後、再び県内に転職（移住）すること。
- ※ Iターン：岐阜県以外の都道府県の出身者が出身県に就職した後、県内に転職（移住）すること。
- ※ Jターン：岐阜県以外の都道府県の出身者が出身県以外で就職した後、県内に転職（移住）すること。

補助事業計画書（副業・兼業人材活用事業）

1 総括表

補助事業者名			
代表者名			
所在地	〒		
担当者名			
T E L		F A X	
電子メール			
企業の概要	(設立年月日、資本金、従業員数、業績及び主な取扱品等を記載)		

2 就業計画の内容

(1) 就業形態			
契約種別 (該当項目にチェックすること。) ☐ 雇用 ☐ 業務委託 ☐ 顧問派遣 ☐ その他 () ☐ 期間の定め無し ☐ 期間の定め有り (年 月 日～ 年 月 日)			
契約締結日	年 月 日	就業開始日	年 月 日
(2) プロフェッショナル人材の経歴			
氏名			
生年月日・年齢	年 月 日 (満 歳)		
直近の就業事業所	(事業所名) (事業所所在地)		

経歴概要	(現職の業務内容に係る実務経験年数及びその内容は、必ず記載すること。)	
その他特記事項		
(3) プロフェッショナル人材を活用して行う事業の概要		
従事先事業所	事業所名： 住 所：	
従事部署・役職	部署：	役職：
ミッション	☐ 経営管理 ☐ 販路拡大 ☐ 生産性向上 ☐ 事業分野拡張 ☐ その他 (該当するものにチェック)	
ミッションの詳細 とそれに伴う人材 の必要性		
(5) 過去の岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金の当該人材に係る交付実績		
☐ 有 ☐ 無		
(「有」の場合) 補助金の交付年度		
(6) 利用した(登録)人材紹介事業者		
(7) 補助対象額の算定根拠		
費 目	金 額 (円)	
人材紹介手数料		
旅費 ※付表に基づき算定 付表②を転記		
費目合計		
(8) 補助金交付申請額	金 額 (円)	
(7)費目合計の2分の1以内 (限度額200,000円、1,000円未満切捨て)		

内 容	積 算 (※1)	補助事業に要する経費 (※2)		補助対象外経費	補助対象経費 (※3)	
補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の移動費	【鉄道賃】 @ 円× 往復＝ 円					
	【自家用車・タクシー利用車賃】 @ 37円× km× 往復 ＝ 円 (1円未満切捨て)					
	【有料道路通行料金】 @ 円× 往復＝ 円					
	【航空運賃】 @ 円× 往復＝ 円					
	【その他移動に要する旅費】 @ 円× 往復＝ 円					
補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の宿泊費	【宿泊費】 @ 円× 泊＝ 円 宿泊地：〇〇ホテル 1泊当たりの上限額：9,800 円／泊 (食費、日当などは含まない。)					
合 計		①	円	円	②	円

- ※1 「積算」には、経費ごとに積算内容を記入すること。(名称、積算明細 (@単価 (消費税等込み) × 数量＝金額 (消費税等込み))
- ※2 「補助事業に要する経費」は、当該事業を遂行するのに必要な経費を記入すること。金額については、見積書、価格表等による正確な金額を記載すること。
- ※3 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる事業に要する経費について、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記入すること。(※消費税相当額は対象経費にならないため、補助対象外経費に計上すること。)

○鉄道賃
グリーン車等特別に付加された料金については、対象外

○航空運賃の考え方
航空券代金・燃油サーチャージ・保険料…全額補助対象経費
施設使用料・発券手数料…消費税を除き補助対象経費

○上限額は、補助事業者が定める旅費規程にかかわらず、岐阜県旅費条例の例により積算した額とします。

第2号様式（第8条関係）

事前着手理由書

1 補助金名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金

2 事前着手日（予定日）

3 事前着手をする必要がある理由

（注）

交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、事前着手に必要な経費が認められない場合があります。

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金
に関する補助事業（経費配分・内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業の（経費配分・内容）を下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
（具体的に記載すること。）

- 2 変更後の補助事業の内容及び経費の配分
（「補助事業計画書」に準じた内容を新旧対比して記載すること。）

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金
に関する補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由
（具体的に記載すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金
に関する補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業について、下記のとおり事業が遅延するので報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延の内容と理由
- 4 遅延に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定
(遅延の理由を立証する書類を添付すること。)

第 年 月 号
日

様

岐阜県知事

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金
の変更承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 標記補助金の変更承認申請については、申請のとおりこれを承認し、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、 年 月 日付第 号による交付決定を下記のとおり変更したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 変更の対象となった事業内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、
年 月 日付けによる交付決定通知のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

補助事業遂行状況

交付決定額 ①	執行済額 (支払済額) ②	今後の執行 予定額 ③	差 引 ①－(②＋③)	執行率 ②÷①%

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

記

1 事業名 「 」 事業

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金の額	円

3 補助事業の実績

事業区分に応じた補助事業実績書（別紙1）のとおり

（添付書類）

- 1 補助対象経費の支給内容が確認できる書類の写し
- 2 プロフェッショナル人材の雇用・従事状況が確認できる書類の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類

補助事業実績書（プロフェッショナル人材獲得事業）

(1)プロフェッショナル人材の経歴	
氏名	
生年月日・年齢	年 月 日（満 歳）
(2)プロフェッショナル人材を採用して行った事業の概要	
配置先事業所	事業所名： 住 所：
配属部署・役職	部署： 役職：
事業実施の成果	
(3)実績報告額の算定根拠	
費 目	金 額（円）
人材紹介手数料	
(4) 補助金算定額 (3)の2分の1以内 (限度額500,000円、1,000円未満切捨て)	金 額（円）

補助事業実績書（副業・兼業人材活用事業）

(1) プロフェッショナル人材の経歴	
氏名	
生年月日・年齢	年 月 日（満 歳）
(2) プロフェッショナル人材を活用して行った事業の概要	
配置先事業所	事業所名： 住 所：
配属部署・役職	部署： 役職：
事業実施の成果	
(3) 実績報告額の算定根拠	
費 目	金 額（円）
人材紹介手数料	
旅費 ※付表に基づき算定 付表④を転記	
費目合計	
(4) 補助金算定額	金 額（円）
(3) 費目合計の 2 分の 1 以内 (限度額200,000円、1,000円未満切捨て)	

人材の従事日	①補助事業に要した経費 ※ 1	①の内訳		②補助対象外経費	③補助対象経費 ※ 2		支 払 年月日
		【移動費】	【宿泊費】				
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
※ 1 「補助事業に要した経費」は、当該事業の実施に要した旅費の実績額を記入すること。 ※ 2 「補助対象経費」は、「補助事業に要した経費」のうち消費税額等対象外経費を控除した金額を記入すること。（※消費税相当額は対象経費にならないため、補助対象外経費に計上すること。） ※ 3 行が足りなくなる場合は、適宜追加して記入すること。				○鉄道賃 グリーン車等特別に付加された料金については、対象外 ○航空運賃の考え方 航空券代金・燃油サーチャージ・保険料…全額補助対象経費 施設使用料・発券手数料…消費税を除き補助対象経費 ○上限額は、補助事業者が定める旅費規程にかかわらず、岐阜県旅費条例の例により積算した額とします。			
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
合 計	円	円	円	円	④	円	

第 1 0 号様式（第 1 4 条関係）

第 年 月 号
日

様

岐阜県知事

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、岐阜県補助
金等交付規則第 1 4 条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

事業費：	円
補助対象経費：	円
確定補助金額：	円

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金について、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当 座 ・ 普 通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

<請求書に押印を書略する場合は、以下の必要事項を記載すること>
本請求書に係る連絡先

発行責任者氏名（フルネーム）	
担当者氏名（フルネーム）	
電話番号	

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金受給に係る報告書

標記の件について、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定通知

年 月 日 第 号

2 交付された補助金額

円

3 プロフェッショナル人材の雇用状況

氏 名			
採用年月日	年 月 日		
報告日時点の状況			
☐ 在職中である			
勤務事業所	事業所名： 住 所：〒		
配属部署・役職			
主な業務内容			
☐ 離職している			
離職年月日	年 月 日		
離職理由	☐ 自己都合 ☐ 事業主都合		
具体的な理由			
離職後の状況	☐ 県内にて就職活動 ☐ 県外転居 ☐ その他		

※ 対象となるプロフェッショナル人材 1 人ごとに作成すること。